

建築物石綿含有建材調査者登録規程に基づく建築物石綿含有建材調査者講習Q&A

告示・運用通知該当箇所(※)	質問	回答
<p>修了考査関係 (告示7条2項11号 運用通知2(2)エ)</p>	<p>【筆記試験の範囲】 ・「筆記試験にあつては全科目を通じて1時間以上、口述試験にあつては受験者1人あたり20分以上とすること。」とありますが基礎知識1の科目の講義を免除した受講者にも、当該科目に係る試験を必ず実施しなければならないのでしょうか。</p>	<p>・修了考査は、事前調査を行うために必要な知識及び技能を習得したかどうかを判定できるものとするとの規定を踏まえ、受講免除された科目があつても、それらの範囲を含めて実施することが求められます(令和5年3月30日付け基発第0330第14号「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の改正等について」の第2の1の(5))。 なお、令和5年3月30日付け基発第0330第14号通達が表示されるまでは、基礎知識1の科目の講義を免除した受講者に対しては、当該科目に係る修了考査の実施を必須としておりませんでした。</p>
	<p>【筆記試験の実施時期】 ・「筆記試験は、受講者が講義の内容全般について、知識及び技能を修得しているか否かを判定することができるもの」とありますが、筆記試験を全ての科目の講義終了後に行うのではなく各科目の講義終了後に各科目に係る筆記試験を行うことは可能でしょうか。</p>	<p>筆記試験は全ての科目の講義終了後に実施してください。</p>
	<p>【修了考査の実施時間】 ・筆記試験の試験時間を1時間を超えて設定することは可能でしょうか。 ・口述試験の試験時間を受験者1人あたり20分を超えて設定することは可能でしょうか。 ・基礎知識1の科目の講義を免除した受講者に対しても1時間以上の筆記試験が必要でしょうか。 ・規定の試験時間よりも早く解答を終えた受験者について、途中退出を認めることは可能でしょうか。</p>	<p>・筆記試験については1時間を超えて試験を行うことを妨げるものではありません。 ・口述試験についても同様に、受験者1人あたり20分を超えて試験を行うことを妨げるものではありません。 ・第7条第2項第5号の規定に基づき、基礎科目1の科目の講義を免除した受験者についても、筆記試験については1時間以上を必要となります。 ・上記のいずれの場合についても、1時間より早く解答を終えた受験者について、解答を終了して退席することを妨げるものではありません。</p>
	<p>【筆記試験の合格基準】 ・「筆記試験においては、満点の6割以上の合格点を設定し、合格点に達したときに筆記試験に合格したものとすること」とありますが、全科目試験の合計点において、満点の6割以上の合格点を設定することでしょうか。 ・各科目に合格点を設定するなど合否の基準を追加することは可能でしょうか。</p>	<p>・「満点の6割以上」とは、全科目試験の合計点が6割以上であることを示しています。 ・科目ごとに合格点を設定する等合否基準を追加することを妨げるものではありません。</p>
<p>修了考査(再受験)関係 (告示7条2項18号、19号 運用通知2(2)キ)</p>	<p>・講義を受講したものの、修了考査に合格しなかった場合の取扱について教えてください。再度修了考査のみを受験することは可能なのでしょうか。再試験の有効期間や回数制限はあるのでしょうか。</p>	<p>・講義を受講したにもかかわらず、修了考査に合格しなかった方については、講義を受講した日の属する年度の末日から起算して2年を経過する日までの間は、講義を受講したものとみなして、その間に実施される当該講義に係る修了考査を再受験することが可能です(例：令和3年度中(※令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間)に講義を受講したにもかかわらず修了考査に合格しなかった方は、令和5年度末(※令和6年3月31日)までの間、当該講義を実施した機関が実施する同一の区分の修了考査を再受験することができます)。期間内であれば再受験の回数に制限はありません。 ただし、講義を受講した機関とは異なる機関の修了考査を受験することは認められません。</p>

(※)本Q&Aにおける「告示」とは「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」(平成30年厚生労働省/国土交通省/環境省告示第1号)を言い、運用通知とは「建築物石綿含有建材調査者登録規程の運用について」(令和2年基発1020第4号)を言います。本Q&Aは、令和2年10月時点の上記告示、運用通知の実務上の解釈を示したものであり、正確な法令解釈は、最新の告示の規定及び運用通知に示されている解釈に基づくものとなりますので御了承ください。